

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 7 年 1 月16日

【会社名】 モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

【代表者の役職氏名】 授權署名者 山来 信子
(Nobuko Yamaki, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 早 田 尚 史
同 宮 本 健 太
同 伊 藤 公 洋
同 香 西 佑 樹
同 上 部 大 樹
同 前 田 康 熙

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】
提出日 令和 6 年 9 月27日
効力発生日 令和 6 年10月 5 日
有効期限 令和 8 年10月 4 日
発行登録番号 6 -外 1
発行予定額又は発行残高の上限 7,800億円
発行可能額 771,021,046,462円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止
期間は、令和 7 年 1 月16日（提出日）である。

【提出理由】 令和 6 年 9 月27日付発行登録書につき、令和 7 年 1 月
16日に提出された臨時報告書を発行登録書の参照情報
とするため、本訂正発行登録書を提出するものであ
る。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

(訂正箇所には下線を付している。)

(第二部 参照情報 第 1 参照書類を以下のように訂正する。)

第二部【参照情報】

第 1 【参照書類】

< 訂正前 >

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2023年度（自2023年 1 月 1 日 至2023年12月31日）
令和 6 年 6 月28日関東財務局長に提出
事業年度 2024年度（自2024年 1 月 1 日 至2024年12月31日）
令和 7 年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 2025年度（自2025年 1 月 1 日 至2025年12月31日）
令和 8 年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 2024年中（自2024年 1 月 1 日 至2024年 6 月30日）
令和 6 年 9 月27日関東財務局長に提出
事業年度 2025年中（自2025年 1 月 1 日 至2025年 6 月30日）
令和 7 年 9 月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 2026年中（自2026年 1 月 1 日 至2026年 6 月30日）
令和 8 年 9 月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和 6 年10月 9 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づき臨時報告書を令和 6 年 7 月12日に関東財務局長に提出
上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和 6 年10月 9 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づき臨時報告書を令和 6 年 8 月20日に関東財務局長に提出
上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和 6 年10月 9 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づき臨時報告書を令和 6 年10月 9 日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

< 訂正後 >

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2023年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）
令和6年6月28日関東財務局長に提出
事業年度 2024年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）
令和7年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 2025年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）
令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2024年中（自2024年1月1日 至2024年6月30日）
令和6年9月27日関東財務局長に提出
事業年度 2025年中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）
令和7年9月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 2026年中（自2026年1月1日 至2026年6月30日）
令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年7月12日に関東財務局長に提出
上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年8月20日に関東財務局長に提出
上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年10月9日に関東財務局長に提出
上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年1月16日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。